

札幌市民共済生活協同組合

「火災共済^{※1} 補完 火災保険^{※2} (地震保険付き)」

※このパンフレットは火災保険「個人用火災総合保険(新巻・実損払)」・「地震保険」の概要を説明したものです。
 ※1.このパンフレットに記載の火災共済とは、札幌市民共済生活協同組合が運営するものをいいます。
 ※2.「火災共済補完火災保険(地震保険付き)」は、札幌市民共済生活協同組合が損保ジャパン日本興亜の代理店として販売する損害保険(火災保険、地震保険)です。

火災共済

+

火災保険
・
地震保険

【火災共済】と【火災共済補完火災保険(地震保険付き)】
 セットであなたの大切な財産を守ります

この保険にご加入できる方

「札幌市民共済生活協同組合の組合員または組合員と同一の世帯に属する方」かつ
 「火災共済をご契約されている方」または「同時に火災共済をご契約される方」

この保険は、火災共済の保障を補完する保険であるため、火災共済の契約がないとこの保険を契約することができません。
 よって火災共済の契約を解約された場合、同時にこの保険契約も解約していただくことになります。

「火災共済 補完 火災保険(地震保険付き)」は、火災はもちろん火災以外の水災、地震等も補償します!

特長
1

火災共済をご契約されている方の保障を補完するものです!

地震や火災からあなたの建物、家財をお守りする補償内容です!

特長
2

台風等の自然災害は「火災共済補完火災保険(地震保険付き)」でしっかりガード

台風や突然のゲリラ豪雨等による備えを行うことができます!

特長
3

心配な地震等は「地震保険」で一安心

火災共済では保障されない地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害(火災・損壊・埋没・流失)を補償します!



一般契約に比べ

集団扱 で保険料が

5% 割安

火災共済補完火災保険(地震保険付き)の取扱に際して、札幌市民共済生活協同組合は損保ジャパン日本興亜との保険料集金に関する契約書(集団扱)を締結しています。集団扱の詳細については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜へお問い合わせください。

※集団扱一括割引適用

※集団扱一括割引は火災保険(個人用火災総合保険)部分に適用されます。地震保険には適用されません。

ご存知
ですか?

地震・水災等、火災共済では保障されない事故も多いんです!

事故件数ランキング

平均支払額ランキング

たとえば

事故種別	順位	事故種別	順位
水災・風災・雪災など	第1位	火災	第1位
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第2位	水災・風災・雪災など	第2位
漏水などによる水濡れ	第3位	漏水などによる水濡れ	第3位
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第4位	盗難による盗取・損傷・汚損	第4位
落雷	第5位	落雷	第5位
盗難による盗取・損傷・汚損	第6位	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第6位
火災	第7位	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第7位

火災による
全損時の建物
平均支払額

1,218
万円



※平均支払額とは、平成27年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
※ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

「火災共済補完火災保険(地震保険付き)」ご契約例

ご契約の条件 ※保険期間1年間

- ・補償プラン:スタンダードプラン ・自己負担額:なし
- ・臨時費用保険金:損害保険金額×10%(ただし限度額100万円) ・払込方法:集団扱一括払
- ・用途:専用住宅 ・地震保険割引:なし
- ・保険始期日:平成29年1月1日



ご住所: 北海道札幌市
 建物の構造: H構造(非耐火建物(木造))
 家族構成: 40歳代夫婦、
 子供2人の4人家族

【新価】

建物=2,100万円 家財=1,400万円

■火災共済の契約内容

建物=150口(1,500万円)

動産=110口(1,100万円)

■この保険(「火災共済補完火災保険(地震保険付き)」)の契約内容

【火災保険の保険金額】

建物=600万円(共済金額と合計で2,100万円)

家財=300万円(共済金額と合計で1,400万円)

【地震保険の保険金額】

建物=300万円(火災保険金額×50%)

家財=150万円(火災保険金額×50%)

「火災共済補完火災保険 (地震保険付き)」 火災保険

〈建物〉

保険金額600万円

保険料20,450円

〈家財〉

保険金額300万円

保険料7,500円

+

地震保険

〈建物〉

保険金額300万円

保険料4,590円

〈家財〉

保険金額150万円

保険料2,300円

※保険金額の設定方法についてはP11をご覧ください。

この保険の保険料 年間**34,840円**

※別途火災共済の掛金がかかります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

お支払い例

〈ご契約内容〉

建物の新価: **2,100万円**

家財の新価: **1,400万円**

建物... **2,100万円**(共済金額1,500万円・保険金額600万円)

家財... **1,400万円**(共済金額1,100万円・保険金額300万円)

でご加入の場合

ケース1 火災共済とこの保険(「火災共済補完火災保険(地震保険付き)」)の両方からお支払いの場合

火災で建物と家財が全焼

●火災共済からの給付内容

建物の火災共済給付額×100%=**1,500万円**

家財の火災共済給付額×100%=**1,100万円**

●この保険「火災共済補完火災保険(地震保険 付き)」でのお支払い内容

建物の火災保険金額×100%=**600万円**

家財の火災保険金額×100%=**300万円**

合計お支払額

建物=**2,100万円** 家財=**1,400万円**

※この他に各費用保険金をお支払いできる場合があります。詳しくはP9をご参照ください。

ケース2 この保険(「火災共済補完火災保険(地震保険付き)」)のみお支払いの場合

台風で建物と家財が損害

〈建物に180万円、家財に72万円の損害が生じた場合〉

●この保険でのお支払い内容

合計お支払額

建物=**180万円** 家財=**72万円**

※この他に各費用保険金をお支払いできる場合があります。詳しくはP9をご参照ください。

※火災共済からは震災時の給付金はありません。

「損害保険金」 補償内容

「火災共済 補完 火災保険(地震保険付き)」

※火災共済とは、札幌市民共済生活協同組合が運営するものをいいます。
※「火災共済補完火災保険(地震保険付き)」は、札幌市民共済生活協同組合が損保ジャパン日本興亜の代理店として販売する損害保険(火災

「火災共済補完火災保険(地震保険付き)」

火災共済の補完部分

※一部火災共済の保障内容と異なる部分があります。
火災共済の詳細な保障内容は、火災共済のパンフレット等をご確認ください。

火災

失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。



落雷

落雷による損害を補償します。



破裂・爆発

ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。



漏水などによる水濡れ

給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。



給排水設備自体に生じた損害を除きます。

自動車の飛び込み・飛行機の墜落



水災

台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(床上浸水等)の損害を補償します。



風災、雹災、雪災

台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災による損害を補償します。



雨などの吹き込みによって生じた損害につきましては、建物の外壁、屋根、開口部等の外側の部分が風災などの事故により破損した場合にかぎります。

建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など

自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。



騒擾・集団行動等に伴う暴力行為

集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。



盗難による盗取・損傷・汚損

盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。



補償の対象となる事故

ワ
イ
ラ
ン
ド

フ
ラ
ン
ド

火災保険に自動的にセットされる各種費用保険金です

「費用保険金」補償内容

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半壊以上、または保険の対象である家財が全壊した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。



水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用は含みません。)保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。



臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。



[支払割合・限度額]

損害保険金×10% 限度額100万円

損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動による費用を支出した場合に、その損害防止費用をお支払いします。



でしっかりガード・さらに地震保険で安心をご提供します!

保険(地震保険)です。

で補償部分

不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。



地震火災特約 (地震火災50プラン)

ワイドプランのみ

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、建物が半壊以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で火災保険金額の100%まで補償します。



ご注意 1. 地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。
2. 詳細につきましてはP6下段の地震火災特約の説明をご確認ください。

自己負担額



下記 参照

0円

0円

補償されません

補償されません

自己負担額とは

上記の補償(費用保険金は除きます。)に対する損害では、下記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし保険金額が上限となります。

$$\text{損害額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

※1つのご契約で、建物と家財をご契約されている場合、上記の自己負担額は、建物と家財それぞれの損害額に対して適用されます。

※保険の対象が建物で、全壊等により建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。

(注)保険の対象が建物の場合にかぎりです。

自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

地震保険

※詳細はP5をご参照ください。

地震保険の補償部分

地震

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失



補償の対象となる事故

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

保険の内容

詳しくは P5、P6 へ



家財を保険の対象とした場合のご注意

- お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。
貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝石等」といいます。)や、原本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。
- 明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い
貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- 盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)
■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いできない主な場合につきましてはP7をご参照ください。

火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。



●地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

●地震保険の保険の対象

建物

住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、建物に損害がなく、門、塀、塼のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財

居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。



⚠️ 保険の対象に含まれないもの 家財であっても以下のものは保険の対象に含まれません。
 (「火災共済補完 火災保険(地震保険付き)」で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)

- 通商、有価証券、地金証券、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動車三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
- 機本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)



●地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定 : 地震保険が付帯される主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。なお、「火災共済補完 火災保険(地震保険付き)」では、50%で設定します。

保険金額の限度額 : 保険の対象ごとに以下のとおりです。

地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円 ^(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

●地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。

なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

●地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。「火災共済補完 火災保険(地震保険付き)」に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。(火災ナビでのお手続きの場合は、火災ナビの画面上で申し込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。)

※保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

⚠️ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

災害もしっかりサポート!

●地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(平成28年6月現在)

※地震保険とあわせて地震火災特約をご契約いただいた場合は、地震保険と地震火災特約の保険料の合計額が、地震保険料控除の対象となります。

控除対象額	所得税	個人住民税
	地震保険料の全額(最高50,000円)	地震保険料の1/2(最高25,000円)

●地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度を確認します。

	損害の程度		お支払いする 保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 全損・大半損・小半損に至らない建物 が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
小半損			
一部損			

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金額に対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります。(平成28年6月現在)

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

⚠️ 損害認定に関する注意点

損害の程度認定は「地震保険損害認定基準」に従います。
①国が定める「災害に係る住家の被害認定基準適用指針」とは異なります。②保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、扉、エレベーター、給排水設備のみに被害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの被害は保険金のお支払対象となりません。

⚠️ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

⚠️ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

⚠️ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用(保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われません。地震火災費用保険金は、地震等による火災にかきり、お支払いの対象となる場合があります。

●保険金をお支払いできない主な場合 詳しくはP7へ

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- 保険の対象の紛失・盗難の場合 など

地震火災特約(地震火災50プラン)

この特約をセットすることで、地震等による火災で、建物が半壊以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で火災保険金額の100%まで補償します。

ただし、地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合は、地震火災特約のお支払いの対象外となりますので、ご注意ください。

※スタンダードプランのご契約の場合、この特約はセットできません。

地震等による火災の補償をさらに充実!



契約上重要となるご注意点

保険金をお支払いできない主な場合

⚠️ ご注意! 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

火災共済補完 火災保険(地震保険付き)

1 次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑦ P81.損害保険金の①から⑥までの事故またはP92.費用保険金の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用^(注3)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用保険金(P92.費用保険金の①)をお支払いできることがあります。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、P5地震保険をご参照ください。)
- ③ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物質^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の①から⑤までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用^(注7)に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

4 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。

5 発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑮までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破壊・汚損など)(P81.損害保険金の⑨)の損害保険金をお支払いできません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④ 保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑧ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破壊。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑨ 楽器の音色または音質の変化
- ⑩ 風、雨、雪、霰、砂塵その他これらに類するもの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑪ 携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑫ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑬ 電球、ブラコン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑭ 動物または植物について生じた損害
- ⑮ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

地震保険

6 次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
- ⑤ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物質^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

(注1) 保険契約者、被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者(①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) ①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用 ①から⑤までの事由によって発生したP81.損害保険金の①から⑥、P92.費用保険金の①から⑥に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でもP81.損害保険金の①から⑥、P92.費用保険金の

①から⑥に掲げる事故が①から⑤までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(注4) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質^(注5)によって汚染された物質 原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 次の①から⑥までのいずれかによって生じた損害または費用 P81.損害保険金を支払う場合の①から⑥までおよびP92.費用保険金の①から⑥に掲げる事故が生じた場合は、①から⑥までのいずれかに該当する損害にかぎります。

火災共済補完 火災保険(地震保険付き)のあらまし

1. 損害保険金 選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
①火災・落雷、 破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	【建物】 次の算式により算出した額とします。 ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額^(注7) - 自己負担額^(注2) = 損害保険金 ※1 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) ※2 建物を復旧できない場合は、建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 建物のみが保険の対象である場合は、⑧の通貨等、預貯金証書等の盗難は補償されません。 【家財(注9)】 次の算式により算出した額とします。 ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額^(注7) - 自己負担額 = 損害保険金 ※損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。 上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1数地ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。
②風災(注1)、雹災、 雪災(注2)(注3)	風災(注1)、雹災または雪災(注2)(注3)によって保険の対象が損害(注4)を受けた場合	
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア)建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注5)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
④建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。	
⑤漏水などによる 水漏れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れること)をいいます。による水漏れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア)給排水設備に生じた事故 (イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	
⑥騒擾・集団行動等 に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(注6)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合	
⑦盗難による 盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額(注7)に含まれます。	
	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ウ)および(エ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額(注7)に含まれます。 (ア)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人(注8)および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 (イ)盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 (ウ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (エ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (オ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。	
⑧通貨等、 預貯金証書等の 盗難 ※家財が保険の 対象に含まれる 場合のみ補償 します。		
⑨不測かつ 突発的な事故 (破壊・汚損など)	不測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(P7保険金をお支払いできない主な場合の欄もご参照ください。)	

(注1)風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注2)雪災 豪雪の融合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水による浸水、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注3)雪災(雪災の事故による損害) 雪災(注2)の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

(注4)損害 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等)をいいます。(注1)が風災(注1)、雹災または雪災(注2)の事故によって破壊し、その破壊部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことよって生じた損害にすぎません。

(注5)床上浸水 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたき等の床を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

(注6)騒擾およびこれに類似の集団行動 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上状態に準する規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動(注10)に至らないものをいいます。

(注7)損害額 次の額を限度とします。
①建物については協定再調達価額
②明記物件以外の家財については再調達価額
③明記物件については時価額

(注8)小切手の振出人 被保険者が振出人である場合を除きます。

(注9)家財 家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときのみ保険金をお支払いします。

(注10)暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、 乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または 家財の保険金額の いずれか低い額

火災共済補完 火災保険(地震保険付き)のあらまし<続き>

2. 費用保険金

費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
 ①地震火災費用保険金	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。</p> <p>(ア) 保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき^(注1)。</p> <p>(イ) 保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき^(注1)、またはその家財が全焼となったとき^(注2)。</p> <p>(注1) 建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。</p> <p>(注2) 家財が全焼となったとき 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。</p>	保険金額×5%
 ②残存物取片づけ費用保険金	P81.損害保険金の①から④までの損害保険金がお支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費 (損害保険金×10%限度)
 ③水道管修理費用保険金	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊 ^(注) を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共用部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、水道管修理費用保険金はお支払いしません。 (注)パッキングのみに生じた損壊を除きます。	実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)
 ④臨時費用保険金	P81.損害保険金の①から④までの損害保険金がお支払われる場合	損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。
 損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な①から③までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)	実費(保険金額限度)

3. 特約 セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
 地震火災50プラン	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)	保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いします。)

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

新築割引について

保険の対象となる建物を新築され、新築年月から11か月後の月末までにご契約^(注1)いただいた場合、「新築割引」が適用されます。ご契約時には新築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。

(注)ご契約期間の初日をいいます。

割引適用可能なご契約期間[新築年月が平成28年1月1日の場合]



クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができます。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約

- (例) 1. 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。)
 2. 営業または事業のためのご契約
 3. 法人または社団・財団等が締結したご契約
 4. 質権が設定されたご契約
 5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
 6. 過渡特約により申し込まれたご契約

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。火災共済補完 火災保険(地震保険付き)では、建物のみ、建物と家財のいずれかからお選びいただけます。

- (注1)自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含まれます。)は家財に含まれません。
 (注2)貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といいます。)は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記しなければ補償されません。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

火災共済補完 火災保険(地震保険付き)でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅^(注1)、併用住宅^{(注1)(注2)}です。住居部分のない専用店舗はご契約できません。

- (注1)共同住宅を含みます。
 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。ただし、M構造の共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険でのお引き受けとなります。
 (注2)併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。



ご契約時にご注意いただきたいこと〈続き〉

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

火災共済補完 火災保険(地震保険付き)の構造別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造別によって異なります。

M構造 	T構造 	H構造 
1. 下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) の共同住宅	1. 下記の(a)~(e)のいずれかに該当する建物 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物 (e)鉄骨造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) 3. 準耐火建築物 ^(注2) 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

! 以下の1,または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

- 木造構造であっても以下の①から③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で①耐火建築物^(注1)の場合はM構造となります。)
 ①耐火建築物^(注1) ②準耐火建築物^(注2) ③省令準耐火建物 左記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。
- H構造の建物のうち、前契約の構造別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

(注1)「耐火構造建築物」を含みます。

(注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」を含みます。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1. 建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。



2. 家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については、「家財の新価の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。



3. 明記物件の保険金額

明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。



- ※ 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

特約等の補償の重複について

下記の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注1)

(注1)1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(保険の対象が建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(保険の対象が家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

集団扱の場合

集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および被保険者(保険の対象の所有者)がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	集団扱特約をセットできる場合
契約者	集団およびその構成員(集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。)
被保険者 (保険の対象の所有者)	①保険契約者、②その配偶者、③これらの同居の親族、④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族(ただし、①から④までの方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎります。) なお、集団扱の場合は、集団およびその構成員の役員・従業員も被保険者とすることができます。

※集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件のご確認をお願いしています。

※債務者集団扱は除きます。団体扱・集団扱・債務者集団扱のご加入条件の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、下記の①から⑤までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更 	②保険の対象の移転 	③住居部分がなくなった 
④建物の建築年月 	⑤建物内の機作業用規模の変更 	⑥面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑦施設または設備、業務運行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑧割引引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合) ⑨増築・改装・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象とした新築・実損払のご契約のみ)
※保険の対象の譲渡 	→ 保険の対象を譲渡する場合、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。 なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
※ご契約者の住所・通知先変更 	→ 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。 なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
※上記以外の変更	→ 上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア、またはイ、のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

ア、住居部分がなくなったとき イ、日本国外に保険の対象が移転したとき

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または被保険者が専断関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間滞り続けられたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。(平成28年6月現在)

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

充実の
サービスを
無料付帯!

すまいとくらしの アシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意!
提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。

ロック つ まる

119番

すまいとくらしの
アシスタントダイヤル

0120-620-119

※ サービスを利用する際は、まず初めに「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」までご連絡ください。
※ ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービス一覧

水まわりのトラブル
応急サービス



かぎのトラブル
応急サービス



防犯機能アップ
応援サービス



健康・医療相談
サービス



介護関連相談
サービス



住宅相談サービス
(原則予約制)



法律相談サービス
(原則予約制)



税務相談サービス
(原則予約制)



※ 総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
※ 提携業者によるサービス提供であり、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
※ 相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービス概要

サービス名	概要	サービスの受付時間
水まわりのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。	24時間 365日受付
かぎのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分*)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。 *専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。	
防犯機能アップ 応援サービス	すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。	
住宅相談サービス (原則予約制)	すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。	平日 午前10時～午後5時 (土曜・日曜・祝日、12/31～ 1/3を除きます。)
法律相談サービス (原則予約制)	さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※ 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
税務相談サービス (原則予約制)	さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※ 税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
健康・医療 相談サービス	次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。 ● カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談 ● 医師による医療相談 ● 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談 ^(注1) ● 医療機関情報などの提供	24時間 365日受付 (注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。 平日:午前9時半～午後7時 土曜:午前11時～午後6時 (日曜・祝日、12/29～1/4は 除きます。)
介護関連 相談サービス	介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをします。	

サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり粉じたかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や部品交換に関する部品代・作業代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかかります。
- サービスの利用者が借居人(賃貸)の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水漏れなど同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- かぎのトラブル応急サービスにおいて、お客さまご自身の立会いおよび身分証明^(注1)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。(注)随写真付で物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- 居住建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開設は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成28年6月現在のもので、地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございしますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のおしり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

用語の解説

	用語	解説
き	協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ	告知事項	危険 ^(注) に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。 (注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
	敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塙などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
	新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
そ	損害保険金	保険契約により補償される事故によって損害が発生した場合、保険会社から補償を受けられる方に支払われる金銭のことです。
つ	通貨等	通貨および小切手をいいます。
	通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改装した場合などが該当します。
ひ	被保険者	補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
	費用保険金	建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
ほ	保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。
	保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。
	保険契約者／契約者	保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
	保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<http://www.sjnk.co.jp/covenant/acontact/>



損保ジャパン日本興亜 火災事故

検索

【事故サポートセンター】

【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト「よくあるご質問」

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と損保ジャパン日本興亜からの回答を、インターネットでご覧いただけます。

【パソコン・スマートフォンから】

<http://faq.sjnk.jp/>



●ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。

商品についてのお問い合わせは

下記カスタマーセンターにご連絡ください。

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜 お問い合わせ

検索

●パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります

お客さま向けインターネットサービス

マイページ

<http://www.sjnk.co.jp/mypage/>

損保ジャパン日本興亜 マイページ

検索

こんな便利な機能が使えます。 ●契約内容・代理店の連絡先のご照会 ●住所・電話番号のご変更手続き ●お取引のある代理店への保険相談
※マイページは、個人のお客さま専用サービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。
詳しくは損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。

Web約款

「約款」の送付を省略するペーパーレスの方式です。損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイトのトップページにある「Web約款」ボタンから約款をご覧いただけます。

※Web約款はご契約時の内容に基づいて表示されます。

※Web約款をご選択いただいた場合は、日本各地の希少生物種を救う環境保全活動に寄付を行うなど、自然環境保全や次世代教育などを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組みを実施します。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料
無料

IP電話からは
03-4332-5241をご利用ください。

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

取扱代理店 について

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の徴収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただけて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱い について

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供、等を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

- このパンフレットは集団団に関する特約(債務者集団特約)をセットした「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者(加入者)と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

札幌法人営業部営業第一課

住所：〒060-0852 札幌市中央区北1条西6丁目2

損保ジャパン日本興亜札幌ビル3階 TEL:011-281-6144

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

◆保険内容の確認・ご契約の手続き・事故のご連絡

〈取扱代理店〉

札幌市民共済生活協同組合

住所：〒064-0804 札幌市中央区南4条西10丁目(札幌市消防局行舎内)

TEL:011-215-2270 FAX:011-215-2271

受付時間：8:45～17:15(土・日・祝日を除く)